

『斜里町パートナーシップ宣誓制度』

を開始します！

性的マイノリティの方の生きづらさの軽減を図り、誰もが性別などに関わらず多様な選択ができるまちづくりを実現するため、4月1日から「斜里町パートナーシップ宣誓制度」を導入します。

パートナーシップ宣誓制度って？

一方または双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを宣誓し、町がその証明書を交付する制度です。



宣誓要件

1. 一方又は双方が性的マイノリティであること
2. 双方が民法で定める成年に達していること
3. 一方又は双方が斜里町内に住所がある、または斜里町内への転入を予定していること
4. 双方に配偶者（事実婚を含む）がいないこと
5. 宣誓する相手以外の方とパートナーシップ関係にないこと
6. 双方が民法で定める婚姻をすることができない者同士の関係（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族）にないこと。

宣誓の流れ

1. 事前予約（宣誓の5営業日前まで）
2. 宣誓書等の提出（お二人そろって来庁頂き、必要書類を提出）
3. 受領証等の交付（宣誓書等の提出の約1週間後）

宣誓に必要なもの

1. パートナーシップ宣誓書
2. 「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」
3. 「戸籍謄本」または「配偶者がいないことを証明する書類」
4. 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）

※詳しくはホームページをご覧ください。

☎ 住民生活課 住民活動係 ☎ 0152-26-8312